

第213回国会閣第34号に対する修正案

第213回国会衆議院総務委員会可決

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

本則に二章を加える改正規定のうち第二十八条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

- 四 送信防止措置の実施状況（前三号に掲げる事項を除く。）
- 五 前各号に掲げる事項について自ら行った評価